

ID: 169

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	占用の許可(変更許可を含む。)		
例規名 根拠条項	姥ヶ懐民話の里条例 第10条第1項及び第3項		
例規番号	平成17年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (占用の許可等)</p> <p>第10条 民話の里施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて民話の里を占有するときは、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項又は前項の許可に、民話の里の管理運営上必要な条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日